

平成16年度事業評価実施結果報告書 < 事後評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成17年6月
事業等の内容	事業等の名称 法務に関する研究（犯罪被害に関する総合的研究）		
事前評価の概要	<p>1. 課題・ニーズ 現在，我が国の犯罪の発生量を示す指標としては，捜査機関の認知件数が広く使用されているが，認知件数は，犯罪動向を示す指標の一つではあっても，社会で発生している犯罪すべてを正確に表している数値ではない。 英米を始めとする欧米先進国では，犯罪動向を示す指標として，捜査機関によって集計された認知件数に加え，犯罪被害実態調査の数値を使用しており，これら二つの統計が，いわば犯罪統計の両輪として，お互いを補い合う形で利用されている。 そこで，我が国においても，犯罪被害実態調査を実施して犯罪動向を多面的に把握し，さらに，その結果について経年比較や国際比較を行うことにより，犯罪防止策の検討に役立つ基礎的な資料を提供する必要がある。</p> <p>2. 目的・目標 本研究の目的は，一般国民を対象に，罪種別の犯罪被害の有無，犯罪被害の回数，犯罪被害の場所，捜査機関への被害申告の有無，申告又は不申告の理由等について調査し，暗数を含んだ犯罪被害実態の一端を明らかにすること，犯罪に対する不安，防犯対策の状況及び我が国の治安に関する認識を調べることで，第5回国際犯罪被害実態調査に参加し，我が国と他国との国際比較を行うことであり，犯罪被害の経年比較及び国際比較等により，犯罪防止策の検討に役立つ資料を得ることを目的とする。</p> <p>3. 具体的内容 (1) 研究期間 平成15年度から平成16年度の2か年計画 (2) 研究内容 国際犯罪被害実態調査の調査票を基に本研究の調査票を作成し，全国の16歳以上の男女のうち無作為に選ばれた3,000人に対し，調査員による聞き取り調査等を行う。</p> <p>【必要性】 犯罪情勢が悪化し，治安の回復が強く求められる中，犯罪防止にかかる諸策を検討するためには，犯罪被害の実態を大規模に調査し，犯罪の動向や犯罪に対する国民の意識等を多面的に把握することが必要である。また，国連が実施する国際的な調査に参加することにより，各国の犯罪状況との比較が可能となる。</p> <p>【効率性】 当所は，前回の第4回国際犯罪被害実態調査に参加する形で，今回と同種の調査を平成12年にも行っている。そのため，調査の実施・分析に関するノウハウを有しており，経年比較も容易で，効率的に作業を進めることができる。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は，報告書として刊行され，刑事司法機関が様々な企画立案を行う上での基礎的資料となるものであり，その有用性は非常に高いものである。</p>		

	<p>【評 価】 「必要性」「効率性」「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきである。</p>
<p>評価手法等</p>	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員8名、法務省の他部局員5名 計13名により構成)における評価結果を評価手法とする。 (評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載予定 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html)</p>
<p>事後評価の内容</p>	<p>1. 目的等の実現状況 平成16年2月に、3,000人に対する聞き取り調査等を実施した。その結果を集計・分析し、一部を平成16年版犯罪白書に掲載したほか、全体を法務総合研究所研究部報告として刊行し、関係部局・機関等に配布する予定である。 本研究により、暗数を含んだ犯罪被害実態の一端が明らかとなり、犯罪防止策の検討に役立つ資料を得ることができた。 なお、集計データを国連に送付済みであり、諸外国のデータが出揃い次第、国際比較を行って、結果を公表する予定である。</p> <hr/> <p>2. 評価結果 犯罪被害実態調査(暗数)を行ったことは、多方面分野の社会政策研究者に対して寄与したとともに、国民の防犯対策や、犯罪被害者に対する施策を考える上での判断材料を提供したという意味で大変時宜を得たものであり、社会的に非常に価値の高い研究であるとの評価を得た。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>上記「研究評価検討委員会」における委員からの指摘を受け、政策評価書に反映した。</p>
<p>備 考</p>	

平成 16 年度事業評価実施結果報告書 < 事後評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 17 年 6 月
事業等の内容	事業等の名称 法務に関する研究（少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する総合的研究）		
事前評価の概要	<p>1. 課題・ニーズ 近年、少年による凶悪事犯が多発したことから、少年法による刑事手続及び処遇の在り方に対する社会的関心が高まり、平成 12 年 12 月 6 日に「少年法等の一部を改正する法律」が公布され、同 13 年 4 月 1 日から施行されたところであるが、同法附則第 3 条において、施行後 5 年を経過した後に改正後の施行状況に検討を加え、法制の整備等の措置を講ずる旨規定されている。</p> <p>2. 目的・目標 改正少年法の運用状況を把握し、少年犯罪の現状及び処遇上の問題点等について、十分な検証を加え、少年法の見直しに備えた基礎資料を収集するとともに、処遇の充実に資するための基礎資料を提供することを目的とする。</p> <p>3. 具体的内容 (1) 研究期間 平成 15 年度から平成 16 年度の 2 か年計画 (2) 研究内容 現在の少年刑事司法制度に対する検証を加えるため、関係機関の資料及び現場の実務担当者等に対する聞き取りに基づく調査を行うなどして、問題点や解決策等を探求して、政策面での提言を行うための総合的研究を実施する。</p> <p>【必要性】 少年刑法犯検挙人員が増加し、少年による凶悪犯が高水準で推移するなど近年の少年非行の深刻な状況に照らすと、少年非行対策は刑事政策上の喫緊の課題であるところ、本研究は、少年法の見直しに備えた基礎資料を収集するとともに処遇の充実に資するための基礎資料を提供するものであり、時宜を得た必要性の高い研究である。</p> <p>【効率性】 本研究は、検察、矯正、保護の各分野にわたる総合的研究であり、各組織における実務経験のある研究官を中心として行う上法務省の施設等機関という特性を生かし、検察庁、矯正施設、保護観察所の全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性及び費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の少年法制に関する法整備、矯正及び更生保護における少年の処遇の充実策を企画・立案する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であるといえる。</p> <p>【評価】 「必要性」「効率性」「有効性」については、いずれも適正であり、本研究は実施すべきである。</p>		
評価手法等	外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員 8 名、法務省の他部		

	<p>局員 5 名 計 13 名により構成)における評価結果を評価手法とする。 (評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載予定 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html)</p>
事後評価の内容	<p>1. 目的等の実現状況 平成 13 年 4 月 1 日以降に故意の犯罪行為により被害者を死亡させた少年で少年鑑別所に観護措置で入所し、同 16 年 3 月 31 日までに家庭裁判所において終局決定のあったものを対象にし、少年鑑別所及び検察庁にある資料に基づく犯行内容、処分状況等に関する調査、少年院及び少年刑務所等に収容中の対象者に対する意識調査、保護観察に付された対象者について保護観察所にある資料に基づく保護観察の状況等に関する調査を行い、その成果は、平成 17 年版犯罪白書に取り上げるとともに、研究部報告に取りまとめる予定である。</p> <hr/> <p>2. 評価結果 平成 13 年少年法改正以降、検察官送致の比率など、その運用状況を検証したものであり、非常に有意義な、社会的にも有用な研究であるとの評価を得た。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	<p>上記「研究評価検討委員会」における委員からの指摘を受け、政策評価書に反映した。</p>
備考	